

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年7月14日（平成28年（独情）諮問第56号）

答申日：平成28年12月15日（平成28年度（独情）答申第69号）

事件名：遺伝子組換え生物等使用実験計画書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「遺伝子組換え生物等使用実験計画書（特定教員Aの平成18年度以降分及び特定教員Bの平成22年度以降分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年5月6日付け広大総務第15-221号及び同第15-223号による各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定教員Aと特定教員Bの関与する遺伝子組換え生物等使用実験計画書の一部開示が行われたが、実験場所並びに実験従事者の開示も求める。

今回の情報開示請求は、特定教員Aのグループ員による、「組換えDNA実験室での飲食や飲食物の持ち込み等の組換えDNA実験違反行為」が続けられたために必要となったものである。

実験場所並びに実験従事者の開示自体は、「研究者の知的財産権等を害するおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがある」ものではないはずである。組換えDNA実験違反行為の全体像を明らかにし、再発防止対策を講ずる上で必要なもので、開示を求める。

（2）意見書1

ア はじめに

特定教員 A の遺伝子組換え生物使用実験計画と重複するものが一部あったようだが、本件は、特定教員 B の遺伝子組換え生物使用実験に関する情報開示請求である。

イ 本件経緯と問題について

本情報開示請求も、特定教員 A グループによる遺伝子組換え生物使用実験違反等の全体像の解明のために必要となったためのものである。平成 28 年 3 月 10 日、請求文書 2 に関する情報開示を求めた。

しかし、平成 28 年 5 月 6 日付け開示決定通知書によるものは、開示が十分ではなかったために。平成 28 年 5 月 17 日に、「実験場所並びに実験従事者の開示自体は、「研究者の知的財産権等を害するおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがある」ものではないはずです。組換え DNA 実験違反行為の全体像を明らかにし、再発防止対策を講ずる上で必要ですので、開示をお願いします。特定教員 A と特定教員 B の関与する遺伝子組換え生物等使用実験計画書の一部開示が行われましたが、実験場所並びに実験従事者の開示もお願いします。」と理由を説明の上、審査請求を行った（別紙資料：平成 28 年 5 月 17 日審査請求書）。大学は、諮問の理由説明書において、「審査請求人は部分開示ではなく全開示を求めている」と主張しているが、それは事実と異なる。

ウ 対象文書と情報開示について

対象文書「遺伝子組換え生物等使用実験計画書」の不開示理由として、広島大学は「当該文書の不開示とした部分は、実験実施者の情報、研究課題名や実験目的等の情報が記載されており、こうした情報が開示されると、研究者の知的財産権等を害するおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがある。よって、法 5 条 4 号ホに該当する情報として不開示とした」と主張しているが、今回の審査請求では、「研究課題名や実験目的等の情報」の開示は要求していない。少なくとも「実験場所」「実験従事者」は開示しても何ら差し支えないはずである。また、開示文書を特定教員 B が特定職になった平成 22 年 4 月以降の計画書のみ限定する必要性や合理的理由は何もないはずである。

また、大学は今回の遺伝子組換え生物使用実験に関する一連の情報開示請求への不開示決定の理由として、「一教員の実験計画書を開示請求してきているが、これらは民事訴訟の争点であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の趣旨になじまないものであると考える」と主張してきたが、今回の開示請求は「遺伝子組換え生物使用実験違反」の全容解明のためのもので、特定教員 A らのハラ

スメントに関する民事裁判とは全く別の問題である。

(3) 意見書 2

ア 本件経緯と問題の概要

本件に関する経緯と問題点は、意見書 1 に詳述したとおりである。

本情報開示請求も、特定教員 A グループによる遺伝子組換え生物使用実験違反等の全体像の解明のために必要となったためのものである。本件は、特定教員 A グループの特定教員 B の遺伝子組換え生物使用実験に関する情報開示請求である。この情報開示について広島大学は、諮問の理由説明において、「審査請求人は部分開示ではなく全開示を求めている」と主張しているが、それは事実と異なる。

イ 対象文書と情報開示について

広島大学は「遺伝子組換え生物等使用実験場所を公にすることにより、当該実験室に立ち入ることが容易になり、実験室の安全上の措置を妨害するなどの恐れがある」と主張しているが、それは事実ではない。遺伝子組換え生物等使用実験は、実験従事者だけでなく他者への安全と管理上の理由から、規則に従い、適切な場所で、適切に行わなければならない、届け出と周知が必要で、法律によっても部屋の入り口への表示等が義務づけられている。「遺伝子組換え実験室を登録制とし、適切な拡散防止措置が執られていることを確認したうえで承認しています。」「広島大学では全ての遺伝子組換え実験室で表示と標識の掲示が必要です」「ここで遺伝子組換え実験を行っているという注意喚起をするという意味があります」と、広島大学自身、届け出と周知を義務づけているものである（別紙 1）。また、動物実験室も同様で、広く公開もされている（別紙 2）。「遺伝子組換え生物等使用実験場所」は分かるようにしなければならないものである。

「核酸供与体（クラス）」「遺伝子組換え生物等の特性」「遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物または細胞の特性」も、研究対象の具体的な特定の遺伝子名や細胞名以外は、遺伝子組換え生物使用実験の「封じ込めレベル」等を決定するための一般的な情報に過ぎず、非開示とすべき理由はないものである。

また、特定教員 B が特定職になった平成 22 年 4 月以降は常勤の職員であるので、平成 22 年 4 月以前の申請であっても、実験の継続分は開示すべきものであるはずである。

また、今回の開示請求は「遺伝子組換え生物使用実験違反」の全容解明のためのもので、特定教員 A らのハラスメントに関する民事裁判とは全く別の問題である。

(本答申では意見書 2 の別紙は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件経緯について

法3条の規定に基づき、本学に対して平成28年3月10日付け文書にて、本件請求文書の開示請求があった。

これに対し、本学としては、平成28年5月6日付けで法人文書開示決定通知書を審査請求人に送付し、同決定に対して、平成28年5月17日付けで審査請求人から審査請求書が提出された。

なお、特定教員Bの計画書については、既に一部開示した特定教員Aの計画書の中に、特定教員Bが実験従事者として関わった計画書が3件あり、平成28年5月31日付けで追加開示を行った。

(2) 対象文書について

本学が一部開示とした法人文書は、以下のとおりである。

- ・ 遺伝子組換え生物等使用実験計画書

なお、特定教員Aの遺伝子組換え生物等使用実験計画書については、既に一部開示した計画書は対象文書から除く旨、請求者には確認し、開示決定を行った。

また、特定教員Bの遺伝子組換え生物等使用実験計画書については、特定教員Bが特定職になった平成22年4月以降の計画書を対象文書として、開示決定を行った。

(3) 原処分維持の理由

審査請求人は、部分開示ではなく全開示を求めているが、本学としては、再検討した結果、以下の理由により原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

当該文書の不開示とした部分は、実験従事者の情報、遺伝子組換え生物等実験の名称や目的等の情報が記載されており、こうした情報が開示されると、研究者の知的財産権等を害するおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがある。

よって、法5条4号ホに該当する情報として不開示とした。

2 補充理由説明書

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、遺伝子組換え生物等実験計画書である。

(2) 開示・不開示の検討結果について

ア 再検討した結果、新たに開示することとしたもの

- ・ 承認番号
- ・ 「機関実験として使用する遺伝子組換え生物等の入手」欄において「有り」の場合の生物種及び入手先（本学常勤職員の氏名が記載されている場合のみ）

- ・ 実験の名称
 実験の名称は、本来、法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当するため不開示情報であるが、遺伝子組換え生物等実験計画書に対応する「大臣確認チェックリスト」にも記載され、既に開示しているため、今回に限っては開示とする。
- ・ 実験責任者のTEL, FAX, E-mail
- ・ 「実験従事者」欄の常勤職員についての記載部分
- ・ 「供与体・ベクター・宿主の組み合わせ」欄の「未同定DNA実験に係る単離予定のDNA」, 「同定済みDNA実験に係る供与DNA」及び「ベクター」欄における「なし」の記載, 「封じ込めレベル」
- ・ 「拡散防止措置」欄の「区分及び選択理由」

イ 原処分（不開示）の維持をするもの

再検討した結果、新たに開示することとしたもの以外は、不開示とする。

ウ 原処分（不開示）維持の理由

- (ア) 「機関実験として使用する遺伝子組換え生物等の入手」欄において「有り」の場合の入手先（本学常勤職員の氏名が記載されている場合を除く）（以下「不開示維持部分1」という。）について

入手先は、民間業者名であったり、共同研究を行っている相手先であったりする。

民間業者名は公にすることにより、当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する情報として不開示とする。

共同研究の相手先は、研究者がどの機関の研究者と共同研究を行っているかが公になることにより、どのような研究を行って、何を開発しようとしているのか推測が可能になり、研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

- (イ) 「実験場所」及び「飼養・栽培等場所」欄の施設の名称並びに「拡散防止措置」欄の「施設等の概要」の位置（以下、併せて「不開示維持部分2」という。）について

遺伝子組換え生物等使用実験場所を公にすることにより、当該実験室に立ち入ることが容易になり、実験室の安全上の措置を妨害するなどのおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

(ウ) 実験従事者（常勤職員を除く）の氏名，登録番号，宿主及びその取扱い経験年数，組換えDNA実験経験年数（以下，併せて「不開示維持部分3」という。）について

不開示とする実験従事者の情報は，大学院生，学部生，教育研究系契約職員（研究員）及び非常勤職員（技術補佐員）の個人に関する情報であり，法5条1号に該当するため不開示とする。なお，本学では，職員のうち，再雇用，契約，非常勤職員の個人に関する情報については，個人の権利利益を優先するため，不開示としている。

(エ) 「実験の目的」，「実験の概要」及び「実験を行う必要性」欄の記載（以下，併せて「不開示維持部分4」という。）について

これらの情報が開示されると，研究の独創性，着眼点など，研究者がどのような研究を行って，何を開発しようとしているのかが公になり，研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり，研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため，法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

(オ) 「供与体・ベクター・宿主の組み合わせ」欄の「核酸供与体（クラス）」及び「備考（文献）」並びに「遺伝子組換え生物等の特性」欄及び「遺伝子組換え生物等を保有している動物，植物又は細胞等の特性」欄の記載（以下，併せて「不開示維持部分5」という。）について

これらの情報が開示されると，遺伝子組換え実験の方法や実験の内容について推測が可能になり，研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり，研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため，法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成28年7月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月1日 | 審議 |
| ④ | 同月3日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 同年10月6日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月24日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年11月4日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑧ | 同年12月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は「遺伝子組換え生物等使用実験計画書（特定教員Aの平成18年度以降分及び特定教員Bの平成22年度以降分）」であり、処分庁は、その一部を法5条4号ホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち「実験場所」及び「実験従事者」に係る部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2）において、原処分において不開示とされた部分のうち、上記第3の2（2）アに掲げる各部分は開示するが、その余の部分（上記第3の2（2）ウにおいて諮問庁が説明する不開示維持部分1ないし不開示維持部分5）は法5条2号イ並びに4号柱書き及びホに該当し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（不開示維持部分2及び不開示維持部分3。以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）不開示維持部分2について

諮問庁は、当該部分について、遺伝子組換え生物等使用実験場所を公にすることにより、当該実験室に立ち入ることが容易になり、実験室の安全上の措置を妨害するなどのおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号柱書き及びホに該当する旨説明する。

国立大学法人において実施される研究業務の性格に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号ホに該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（2）不開示維持部分3について

諮問庁は、当該部分について、大学院生、学部生、教育研究系契約職員（研究員）及び非常勤職員（技術補佐員）の個人に関する情報であり、法5条1号に該当する旨説明する。

本件対象文書を見分すると、該当の各実験従事者に係る情報が記載された部分が、それぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、広島大学においてこれを公にすることとはしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認

められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名及び登録番号については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はなく、その余の不開示部分については、これを公にすると、当該実験従事者の知人、大学の関係者等一定の範囲の者には個人が特定あるいは推測される可能性は否定し難く、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号ホに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号並びに4号柱書き及びホに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び4号ホに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋